平成25年度 和地·堀切·伊良湖小学校PTA 関係一覧表

	和地小学校PTA	堀切小学校PTA	伊良湖小学校PTA
	◎学級委員の選出について	細則 2条 役員・委員の選出	父母と教師の会 細則
	1 児童1人に対して原則1回行う。	1 会長は、児童保護者の中から選出される。	1 会長は、常任委員会で児童の父母から選出
	2 1学年で2名以上を選出する。(なお、6年間 で12	2 常任委員は前年度委員が選出する。	2 副会長は、会長のでない区の父母から選出
学	名以上選出できる場合は高学年で行う。3 2名の学	3 学年委員は3学期の保護者会の席で選出する	6 常任委員は会長が委嘱する。
級	級委員の構成は、男女各1名ずつ とする。 奇数の場	4 会長以外の役員は、常任委員会で選出する。	(自治会長2、代理者2、委員長4)
委	合は男性の委員を多く選出する。		7 学級委員は、各学年より男子1名、女子1名選 出
員	4 PTA会長は学級委員を兼ねることもできる。		する。男子は原則として奇数学年は伊良湖、 偶数
	5 1人の児童に対して、すでに兄弟姉妹で2回 以上		学年は日出より選出する。ただし、地区の 保護者
	行うことが決まっている保護者について は、考慮す		が1名以内の場合は、地区に関係なく学 年から2
	る。		名選出する。
	第5条 常置委員会	細則 第18条 常任委員会	細則 専門委員会
委	·環境·生活委員会 5名	1 生活環境委員会 5名	○生活環境委員会 3名
員	·保健·厚生委員会 4名	2 保健厚生委員会 4名	○保健•厚生委員会 3名
会	・研修・広報委員会 4名	3 広報研修委員会 4名	○教養文化委員会 3名
			○広報委員会 3名
	第15条 本会の経費は会費及び寄付金をも ってあ	細則 第3条	細則 会費の徴収規定
	てる。	1 児童が在籍する家庭 1,400円	1 会費は、年額一律2,000円とする。
会	会費は、正会員を年額2,400円とし、	2 児童が在籍しない家庭 1,300円	4 生活保護家庭の会費は免除する。
費	賛助会員を年額1,700円とする。	2地区 1,300円×483世帯	2,000円×186世帯
	会 費 700円×59(実家庭59+職員11)	在籍児童 1,400円×82人	2,000円×11(職員) 総額394,000円
	協力金 1,700円×315世帯 総額576,800円	学校職員 2,700円×12人 総額765,400円	
慶	(3) 弔慰金の標準を次のとおりとする。	慶弔規定	慶弔規定
弔	○正会員、顧問、児童	1 在籍児童	2 会員及び校医が死亡した場合
規	香料 10,000円 花輪または生花 一基	2週間以上入院 見舞金 3,000円	香料5,000円 花輪1基

	和地小学校PTA	堀切小学校PTA	伊良湖小学校PTA
定	○役員・委員の家族(同居の父母、配偶者、子ども)	死亡 香料5,000円 花輪1基	3 PTA役員及び職員の家族が死亡した場合
	香料 5,000円	2 児童の保護者及び教職員	香料5,000円
	(4)役員・委員または配偶者が病気等で1週間 以上入	死亡 香料5,000円 花輪1基	4 PTA役員及び職員、児童が10日以上の入院
	院したとき、及びこれに準ずるときは代表者が見舞う。	申し合わせ事項	見舞金3,000円
	役員·委員 見舞金 3,000円	2 役員・委員・教職員、配偶者一親等同居親族	
	役員・委員の配偶者 見舞金 2,000円	死亡 香料5,000円	
		3 役員·委員·教職員	
		7日以上の入院 見舞金3,000円	
合	校区会長1 地区自治会長3 地区代理3	市会議員1 校区会長1	常任委員…自治会長2、代理者2、委員長4
同	市会議員1 青少年家全育成2	堀切自治会 会長1 代理者1	PTA会長1 副会長1 学級委員12
委	PTA学級委員13 学校職員11	小塩津自治会 会長1 代理者1	学校職員11
員		前PTA会長1 PTA委員13 学校職員12	
会			